

第 36 号議案

中間市体育文化センター使用条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

中間市長 福田 浩

中間市体育文化センター使用条例の一部を改正する条例

中間市体育文化センター使用条例（昭和53年中間市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「体育文化センター」を「アリーナ」に、「別表第1及び別表第2」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) スポーツ目的で使用する場合 別表第1のとおりとする。
- (2) スポーツ以外の目的で使用する場合 別表第2のとおりとする。ただし、あらかじめ許可を受けた時間を超えて使用する場合は、別表第3のとおりとする。

第8条第2項を次のように改める。

- 2 諸室使用料並びに冷暖房使用料及び備品使用料は、別表第4から別表第6までのとおりとする。

第9条中「委員会が」を「前条の規定にかかわらず、市長は、」に改める。

第10条の見出し中「不返還」を「返還」に改め、同条ただし書中「やむを得ない事由により施設の使用を中止した場合において委員会が返還することを相当と認めた」を「特別の事情があると市長が認める」に、「既納の使用料の」を「その」に、「ある」を「できる」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「ある」を「できる」に改める。

第14条第1項第6号及び第2項中「又は委員会」を削る。

第20条第2項中「別表第3」を「別表第6」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第8条、第20条関係）

スポーツ目的で使用する場合の使用料

使用面数	使用料（1時間当たり）			
	市内		市外	
	一般	小中学生及び高校生	一般	小中学生及び高校生
全面	1,600円	1,280円	2,400円	1,920円
半面	800円	640円	1,200円	960円
1／4面	400円	320円	600円	480円
1／8面	200円	160円	300円	240円
卓球	200円	160円	300円	240円

備考

- 1 この表において「市内」とは、次に掲げる場合の区分をいう。

- (1) 次に掲げる者が使用する場合
 - ア 市の区域内に住所を有する者
 - イ 市の区域内に事業所を有し、又は勤務する者
 - ウ 市の区域内の学校に在学する者
 - (2) 前号アからウまでに掲げる者が過半数を占める団体が使用する場合
 - (3) 前2号に規定するものに準ずるものとして市長が適当と認めるものが使用する場合
- 2 この表において「市外」とは、市内以外の場合の区分をいう。
 - 3 卓球のために使用する場合の使用料の額は、卓球台1台当たりの額とする。
 - 4 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日（以下「休日等」という。）に使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に3割を加算した額とする。この場合において、当該加算した額に10円未満の額の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
 - 5 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、別表第2による。

別表第2（第8条、第20条関係）

スポーツ以外の目的で使用する場合の使用料

区分	使用時間		使用料			
			市内		市外	
			平日	休日等	平日	休日等
入 場 料 等 を 徴 収 し ない 場 合	午前の部	午前 9 時 から 午後 0 時まで	3,960円	4,760円	7,920円	9,520円
	午後の部	午後 1 時 から 午後 5 時まで	6,600円	7,920円	13,200円	15,840円
	夜間の部	午後 6 時 から 午後 10 時まで	9,240円	11,220円	18,480円	22,440円
	午前と午 後の部	午前 9 時 から 午後 5 時まで	9,900円	11,880円	19,800円	23,760円
	午後と夜	午後 1 時	15,180円	18,480円	30,360円	36,960円

	間の部	から午後 10時まで				
	全日の部	午前 9 時 から午後 10時まで	19,140円	21,780円	38,280円	43,560円
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	午前の部	午前 9 時 から午後 0時まで	5,940円	7,130円	11,880円	14,260円
	午後の部	午後 1 時 から午後 5時まで	9,900円	11,880円	19,800円	23,760円
	夜間の部	午後 6 時 から午後 10時まで	13,860円	16,760円	27,720円	33,520円
	午前と午 後の部	午前 9 時 から午後 5時まで	15,180円	18,480円	30,360円	36,960円
	午後と夜 間の部	午後 1 時 から午後 10時まで	23,100円	27,720円	46,200円	55,440円
	全日の部	午前 9 時 から午後 10時まで	29,040円	34,980円	58,080円	69,960円

備考

- 1 この表において「平日」とは、休日等以外の日をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この表において使用する用語の意義は、別表第 1 で使用する用語の例による。
- 3 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に10割を加算した額とする。

別表第 3（第 8 条、第20条関係）

超過使用料

区分	使用時間	使用料（1 時間当たり）
----	------	--------------

		市内		市外	
		平日	休日等	平日	休日等
入 場 料 等 を 徴 収 し ない 場合	午 後 0 時 か ら 午 後 5 時まで	1,980円	2,380円	3,960円	4,750円
	午 後 5 時 か ら 午 後 10時まで	2,770円	3,370円	5,540円	6,730円
	午 後 10 時 か ら 翌 日 午 前 7 時 まで	2,770円	3,370円	5,540円	6,730円
	午 前 7 時 か ら 午 前 9 時まで	1,580円	1,900円	3,170円	3,810円
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場合	午 後 0 時 か ら 午 後 5 時まで	2,970円	3,560円	5,940円	7,130円
	午 後 5 時 か ら 午 後 10時まで	4,160円	5,030円	8,320円	10,060円
	午 後 10 時 か ら 翌 日 午 前 7 時 まで	4,160円	5,030円	8,320円	10,060円
	午 前 7 時 か ら 午 前 9 時まで	2,380円	2,850円	4,750円	5,700円

備考

- 1 この表において使用する用語の意義は、別表第1及び別表第2で使用する用語の例による。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に10割

を加算した額とする。

別表第 3 の次に次の 3 表を加える。

別表第 4（第 8 条、第 20 条関係）

諸室使用料

会議室	1 時間当たり	100円
シャワー室	1 回当たり	200円

別表第 5（第 8 条、第 20 条関係）

冷暖房使用料

区分		使用料（1 時間当たり）	
		市内	市外
1 階アリーナ	全面	1,400円	2,100円
	半面	700円	1,050円
	1／4 面	350円	530円
	1／8 面	180円	270円
観覧席		1,500円	2,250円
会議室		200円	300円

備考

- 1 この表において使用する用語の意義は、別表第 1 で使用する用語の例による。
- 2 夏季期間（7 月から 9 月までの期間をいう。）は、1 階アリーナの使用面数に応じた冷暖房使用料を納付しなければならない。夏季以外の期間に冷暖房を使用する場合も同様とする。
- 3 観覧席の冷暖房使用料は、使用を申請した場合のみ別途納付しなければならない。

別表第 6（第 8 条、第 20 条関係）

備品使用料

器具名	単位	金額（1 時間当たり）
フローアシート	全面	330円
折りたたみ椅子	500脚未満	330円
	500脚以上	660円
机	10台未満	110円

	10台以上	220円
ワイヤレスマイク（アンプ付き）	1 式	160円
大型扇風機	1 台	60円

備考 備品の出し入れについては、使用者の負担とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までになされた中間市体育文化センターの使用又は利用に係る許可、使用料又は利用料金の納付等であって、施行日以後の日に係るものについては、この条例による改正後の中間市体育文化センター使用条例の定めるところによりなされたものとみなす。

（準備行為）

- 3 中間市体育文化センターの使用に係る申請、使用料又は利用料金の納付等であって、施行日以後の日に係るものについては、施行日前においても、この条例による改正後の中間市体育文化センター使用条例の定めるところにより行うことができる。

中間市体育文化センター使用条例新旧対照表

改正後	改正前
(使用料) 第8条 <u>アリーナの使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) <u>スポーツ目的で使用する場合 別表第1のとおりとする。</u> (2) <u>スポーツ以外の目的で使用する場合 別表第2のとおりとする。ただし、あらかじめ許可を受けた時間を超えて使用する場合は、別表第3のとおりとする。</u> 2 <u>諸室使用料並びに冷暖房使用料及び備品使用料は、別表第4から別表第6までのとおりとする。</u> 3 (略) (使用料の減免) 第9条 <u>前条の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料の返還) 第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、<u>特別の事情があると市長が認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</u>	(使用料) 第8条 <u>体育文化センターの使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。</u> 2 <u>体育文化センターの使用時間を超えて使用する場合は使用料、舞台練習又は舞台準備のため舞台面（ステージ）のみを使用する場合の使用料並びに冷暖房装置及び備品その他の附属設備の使用料は、別表第3に定めるとおりとする。</u> 3 (略) (使用料の減免) 第9条 <u>委員会が特に必要と認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料の不返還) 第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、<u>やむを得ない事由により施設の使用を中止した場合において委員会が返還することを相当と認めた場合は、既納の使用料の全部又は一部を返還することがある。</u>

(入場の制限)

第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(使用許可の取消し等)

第14条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用の条件を変更し、使用を制限若しくは停止し、又は退去させることができる。

(1)～(5) (略)

(6) 公用又は管理上その他やむを得ない事由により市において緊急の必要が生じたとき。

2 前項の規定に基づく措置によって使用者（使用の許可を取り消された者を含む。以下同じ。）が損害を受けても、市は、賠償その他の責めを負わない。

(利用料金)

第20条 (略)

2 利用料金の額は、別表第1から別表第6までに定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 (略)

別表第1（第8条、第20条関係）

スポーツ目的で使用する場合の使用料

(入場の制限)

第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を禁止し、又は退場を命ずることがある。

(1)～(3) (略)

(使用許可の取消し等)

第14条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用の条件を変更し、使用を制限若しくは停止し、又は退去させることができる。

(1)～(5) (略)

(6) 公用又は管理上その他やむを得ない事由により市又は委員会において緊急の必要が生じたとき。

2 前項の規定に基づく措置によって使用者（使用の許可を取り消された者を含む。以下同じ。）が損害を受けても、市又は委員会は、賠償その他の責めを負わない。

(利用料金)

第20条 (略)

2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 (略)

別表第1（第8条、第20条関係）

体育文化センター使用料

使用面数	使用料（１時間当たり）			
	市内		市外	
	一般	小中学生及び高校生	一般	小中学生及び高校生
全面	1,600円	1,280円	2,400円	1,920円
半面	800円	640円	1,200円	960円
1／4面	400円	320円	600円	480円
1／8面	200円	160円	300円	240円
卓球	200円	160円	300円	240円

スポーツ部門 使用料	区分			一般	高・中・ 小校生
	共用	卓球	1 式	400円	320円
			1 回		
			(2 時間 以内)		
		バドミント ン	1 面	400円	320円
			1 回		
			(2 時間 以内)		
		バレーボー ル 軟式テニス バスケット ボール	1 面	790円	640円
			1 回		
			(2 時間 以内)		
	専 用	午前の部	9 時～12 時	3, 960円	

備考

1 この表において「市内」とは、次に掲げる場合の区分をいう。

(1) 次に掲げる者が使用する場合

ア 市の区域内に住所を有する者

イ 市の区域内に事業所を有し、又は勤務する者

ウ 市の区域内の学校に在学する者

(2) 前号アからウまでに掲げる者が過半数を占める団体が使用する場合

(3) 前2号に規定するものに準ずるものとして市長が適当と認めるものが使用する場合

2 この表において「市外」とは、市内以外の場合の区分をいう。

3 卓球のために使用する場合の使用料の額は、卓球台1台当たりの額とする。

		午後の部	13時～17時	5,940円
		夜間の部	18時～22時	7,920円

備考

1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日に使用する場合の使用料は、この表に定める額に当該額の3割に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の額の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

2 入場料その他これに類するものを徴収するときは、別表第2による。

3 市民以外の者が使用するときの使用料は、この表に定める額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入とするものとする。

4 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日（以下「休日等」という。）に使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に3割を加算した額とする。この場合において、当該加算した額に10円未満の額の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

5 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、別表第2による。

別表第2（第8条、第20条関係）

スポーツ以外の目的で使用する場合の使用料

区分	使用時間		使用料			
			市内		市外	
			平日	休日等	平日	休日等
入場料等を徴収しない場合	午前の部	午前9時から午後0時まで	3,960円	4,760円	7,920円	9,520円
	午後の部	午後1時から午後5時まで	6,600円	7,920円	13,200円	15,840円
	夜間の部	午後6	9,240	11,220	18,480	22,440

別表第2（第8条、第20条関係）

ホール使用料	時間帯 種別			午前の部	午後の部	夜間の部	午 前 と 午 後 の 部	午 後 と 夜 間 の 部	全日 の部
				9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
	基本料金	平日	A	3,960円	6,600円	9,240円	9,900円	15,180円	19,140円
			B	5,940円	9,900円	13,860円	15,180円	23,100円	29,040円
		土	A	4,760	7,920	11,22	11,88	18,48	21,78

	部	時から 午後10 時まで	円	円	円	円
	午前と 午後の 部	午前9 時から 午後5 時まで	9,900 円	11,880 円	19,800 円	23,760 円
	午後と 夜間の 部	午後1 時から 午後10 時まで	15,180 円	18,480 円	30,360 円	36,960 円
	全日の 部	午前9 時から 午後10 時まで	19,140 円	21,780 円	38,280 円	43,560 円
入場料 等を徴 収する 場合	午前の 部	午前9 時から 午後0 時まで	5,940 円	7,130 円	11,880 円	14,260 円
	午後の 部	午後1 時から	9,900 円	11,880 円	19,800 円	23,760 円

		曜 日		円	円	0円	0円	0円	0円
		曜 日 祝 日	B	7,130 円	11,880 円	16,760 円	18,480 円	27,720 円	34,980 円

		午後 5 時まで				
	夜間の 部	午後 6 時から 午後10 時まで	13,860 円	16,760 円	27,720 円	33,520 円
	午前と 午後の 部	午前 9 時から 午後 5 時まで	15,180 円	18,480 円	30,360 円	36,960 円
	午後と 夜間の 部	午後 1 時から 午後10 時まで	23,100 円	27,720 円	46,200 円	55,440 円
	全日の 部	午前 9 時から 午後10 時まで	29,040 円	34,980 円	58,080 円	69,960 円

備考

1 この表において「平日」とは、休日等以外の日をいう。

備考

1 Aは、入場料その他これに類するものを徴収しないときの基本
料金とする。

- 2 前項に定めるもののほか、この表において使用する用語の意義は、別表第1で使用する用語の例による。
- 3 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に10割を加算した額とする。

別表第3（第8条、第20条関係）
超過使用料

区分	使用時間	使用料（1時間当たり）			
		市内		市外	
		平日	休日等	平日	休日等

- 2 Bは、入場料その他これに類するものを徴収するときの基本料金とする。
- 3 営利、営業、宣伝等の目的で使用するときは、基本料金に10割を加算した額とする。
- 4 市民以外の者が使用するときは、1から3までに定める額に10割を加算した額とする。
- 5 フロアーシート及び椅子の出し入れについては、使用者の負担とする。

別表第3（第8条、第20条関係）

1 体育文化センターの超過使用料

1時間当たり、別表第1の専用の区分及び別表第2に規定する当該使用時間の直後の区分に規定する額の3割に相当する額を、また、別表第1の共用の区分については、それぞれの区分の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該超過使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。ただし、午後10時以降翌日の午前9時までは、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の1時間当たりの使用料に定める額を加算した額とし、この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

区分	1時間当たりの使用料
午後10時から翌日の午前7時まで	別表第2夜間の部の欄に規定する額の3割に相当する額
午前7時から午前9時	別表第2午前の部の欄に規定する額の4割

入場料等を徴収しない場合	午後 0 時から午後 5 時まで	1,980円	2,380円	3,960円	4,750円
	午後 5 時から午後 10 時まで	2,770円	3,370円	5,540円	6,730円
	午後 10 時から翌日 午前 7 時まで	2,770円	3,370円	5,540円	6,730円
	午前 7 時から午前 9 時まで	1,580円	1,900円	3,170円	3,810円
入場料等を徴収する場合	午後 0 時から午後 5 時まで	2,970円	3,560円	5,940円	7,130円
	午後 5 時から午後 10 時まで	4,160円	5,030円	8,320円	10,060円
	午後 10 時	4,160円	5,030円	8,320円	10,060円

まで	に相当する額
----	--------

	から翌日 午前 7 時 まで				
	午前 7 時 から午前 9 時まで	2,380円	2,850円	4,750円	5,700円

備考

- 1 この表において使用する用語の意義は、別表第 1 及び別表第 2 で使用する用語の例による。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に10割を加算した額とする。

2 舞台練習又は舞台準備のために舞台面（ステージ）のみ使用する
場合の使用料

別表第 2 に規定する当該使用時間の区分に規定する使用料（当該区分の使用時間を超えて使用する場合は、前項の規定により算出した額）の 5 割に相当する額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

3 冷暖房使用料

区分	金額（1 時間当たり）
冷房使用料	9,350円

暖房使用料	9,900円
-------	--------

4 備品その他附属設備の使用料

器具名		単位		金額（４時間に つき）
フローアシート		全面		1,320円
折りたたみ椅子		500脚	未 満	1,320円
			以 上	2,640円
ピアノ		1 台		1,980円
金屏風		半双		1,320円
スクリーン		1 枚		660円
放送装 置	アンプシステム	1 式		1,980円
	マイク	1 本		400円
	ワイヤレスマイク	1 本		660円
	エコーマシン	1 台		1,320円

	プレーヤー	1 台	400円
	デッキ	1 台	400円
照明施設	フットライト	1 式	930円
	サイドスポットライト	1 式	930円
	ボーダライト	1 式	3,300円
	サスペンションライト	1 式	2,640円
	アッパーホリゾン トライト	1 式	1,590円
	ロアホリゾン トライト	1 式	1,590円
	シーリングライト	1 式	3,560円
	センターピン スポット ライト	1 台	6,600円

(1) 使用時間を超過して使用するときの超過使用料は、1 時間ごとに 1 回の使用料の 3 割に相当する額を加算する。この場合において、当該超過使用料に10円未満の端数があるときは、こ

別表第 4（第 8 条、第20条関係）

諸室使用料

会議室	1 時間当たり	100円
シャワー室	1 回当たり	200円

別表第 5（第 8 条、第20条関係）

冷暖房使用料

区分		使用料（1 時間当たり）	
		市内	市外
1 階アリーナ	全面	1,400円	2,100円
	半面	700円	1,050円
	1／4 面	350円	530円
	1／8 面	180円	270円
観覧席		1,500円	2,250円

れを四捨五入するものとする。

（2） ピアノ調律料は、実費を徴収する。

会議室	200円	300円
-----	------	------

備考

- 1 この表において使用する用語の意義は、別表第1で使用する用語の例による。
- 2 夏季期間（7月から9月までの期間をいう。）は、1階アリーナの使用面数に応じた冷暖房使用料を納付しなければならない。
夏季以外の期間に冷暖房を使用する場合も同様とする。
- 3 観覧席の冷暖房使用料は、使用を申請した場合のみ別途納付しなければならない。

別表第6（第8条、第20条関係）

備品使用料

器具名	単位	金額（1時間当たり）
フロアーシート	全面	330円
折りたたみ椅子	500脚未満	330円
	500脚以上	660円
机	10台未満	110円
	10台以上	220円
ワイヤレスマイク（アンプ付）	1式	160円

き)		
大型扇風機	1 台	60円

備考 備品の出し入れについては、使用者の負担とする。